



## 緊急消毒にご理解を！



(H19.2.13)

### 岐阜県も鶏舎及び鶏舎周囲の消毒を実施します

#### ～ 国内での高病原性鳥インフルエンザの発生を受けて ～

本年に入り国内で4例の高病原性鳥インフルエンザの発生があったことから、県内の全養鶏場を対象に発生予防措置として、消石灰による緊急的な消毒を実施することとなりましたのでご理解とご協力をお願いします。

- 緊急消毒の通知  
家畜伝染病予防法第9条に基づき、岐阜県が告示をして実施するものです
- 実施する区域及び期日  
県内全域の養鶏場を対象に平成19年2月17日から28日までの期間で実施して下さい
- 消毒方法及び面積  
消石灰で鶏舎周囲及び農場外縁部を消毒して下さい  
消石灰は20kg袋で配布しますので、1m<sup>2</sup>あたり0.5kgを散布して下さい

- ・ 消毒方法は裏面「**消石灰散布のイメージ**」を参考にしてください。
- ・ 消石灰の購入等についての手配は当所が行います。
- ・ 配布方法等については今後決定次第お伝えします。
- ・ 消毒にあたり、周辺住民への誤解を招かないよう、別途市町村等を通じて周知する予定です。
- ・ ご不明な点等は防疫担当(岩野、高井、岡本)までお問い合わせ下さい。

今後とも、本病の発生予防のため「**飼養管理基準**」の遵守・徹底をよろしくお願いします！



鶏卵、鶏肉を食べることにより、鳥インフルエンザウイルスが人へ感染することは世界的にも報告されていません。

飛騨家畜保健衛生所

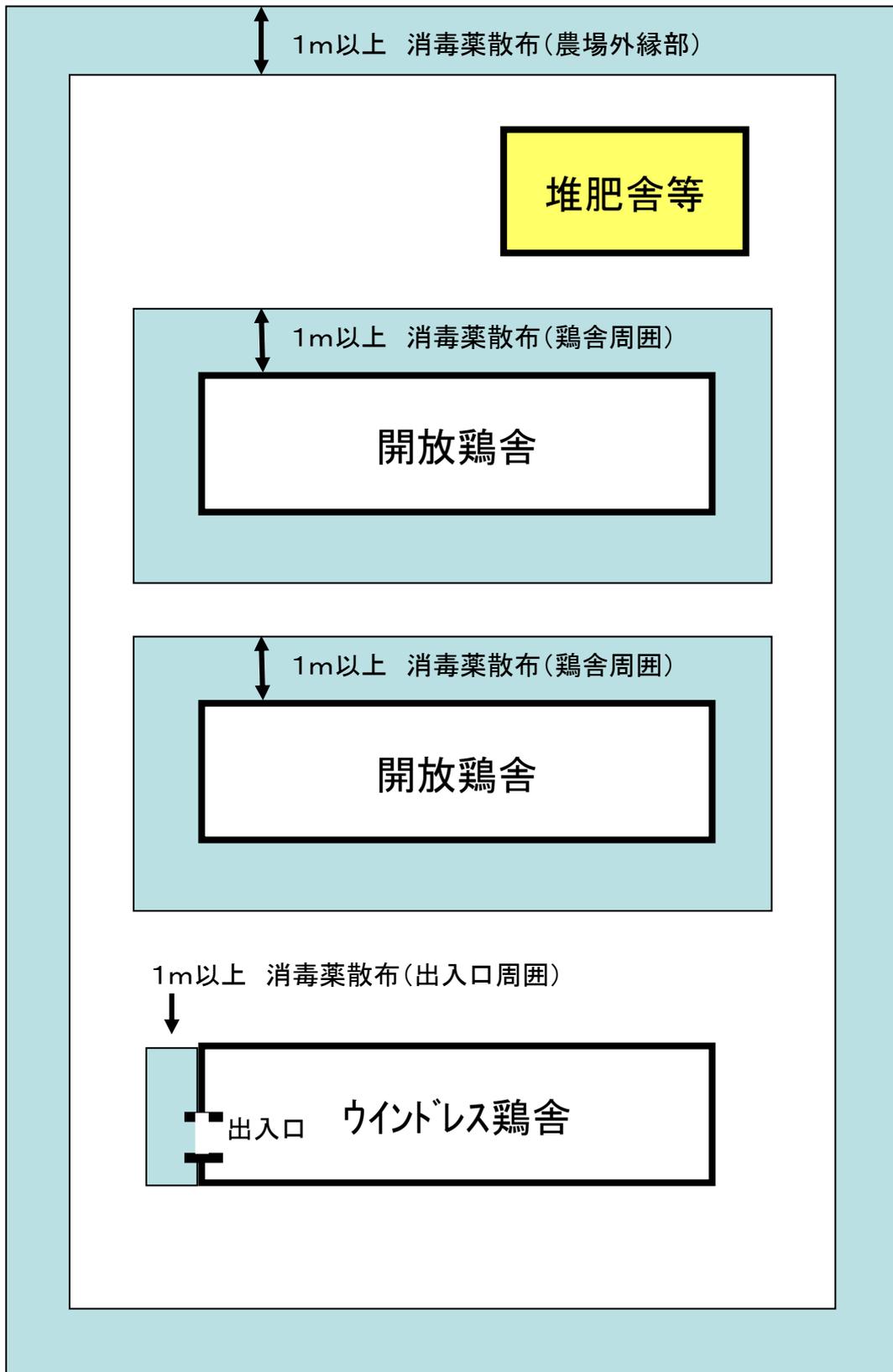
TEL(0577)33-1111 FAX 32-9019 E-mail:c24508@pref.gifu.lg.jp

異常など確認された場合には、至急ご連絡ください。



# (参考) 消石灰散布のイメージ

農場敷地



・消毒薬散布量: 0.5kg/m<sup>2</sup>